

淡路町知財研究会発表テーマ 平成20(行ケ)10121 審決取消請求事件

2015年11月28日(土)13時30分～17時

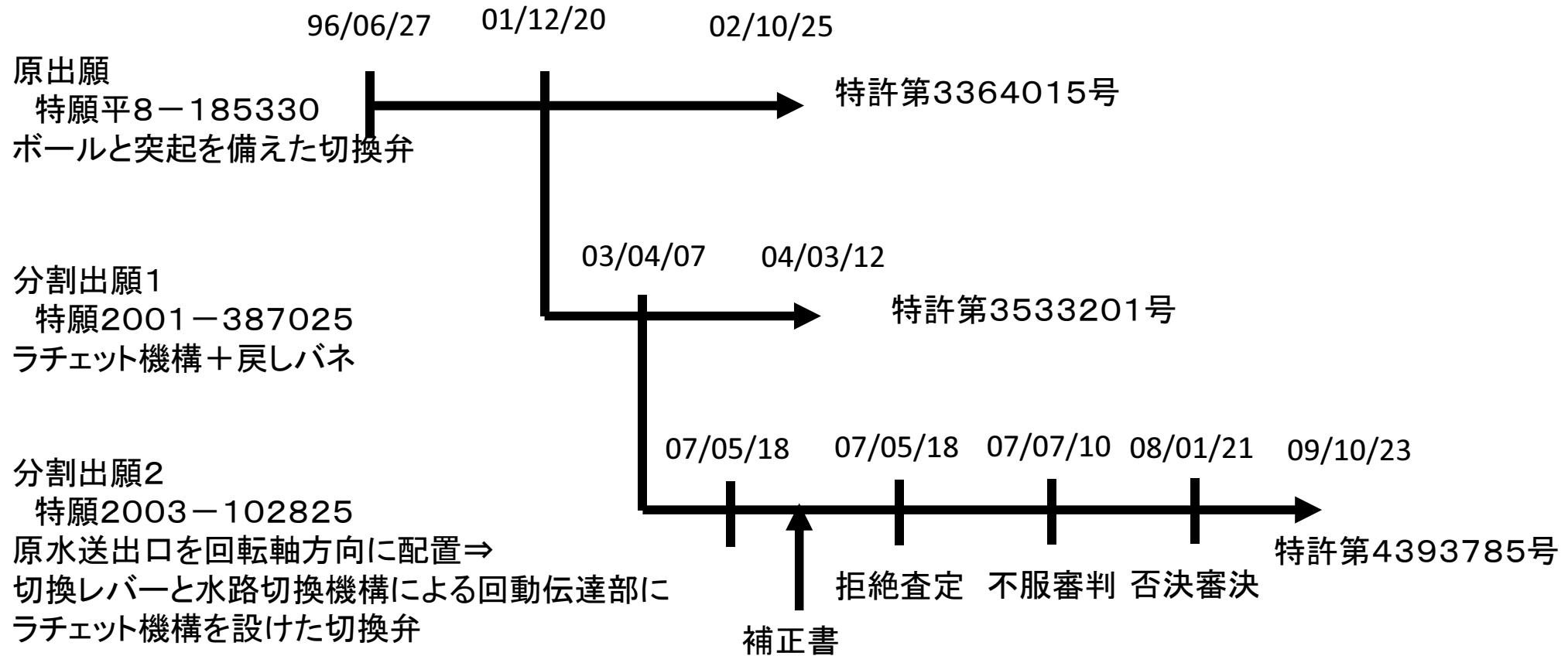
千代田区神田公園区民館5F

発表者 本谷孝夫

概要

- 本訴訟は、審判合議体が、請求項1に係る発明は引用文献1及び2に記載の発明に基づいて当業者が容易に想到し得た発明であるとした審決を不服として、出願人が知財高裁に出訴した事件である。
- 論点は、以下の2つである。
 - ☆ 切換レバーの構成の開示の有無
 - ☆ 周知技術である根拠を示さずに周知技術であるとした認定は違法であるか？

経緯



対象製品

三菱レイヨン・クリンスイ株式会社



ダイヤルは手応えのあるカチッとダイヤル。

商標登録第1935714号

「クリンスイ」

第11類

・家庭用浄水器・



設立：昭和58年4月（1983年4月）

15,000万円（株主三菱レイヨン株式会社100%）

2003年10月 三菱レイヨン株式会社から「クリンスイ」営業譲渡

2009年4月 三菱レイヨン・クリンスイ株式会社に商号を変更

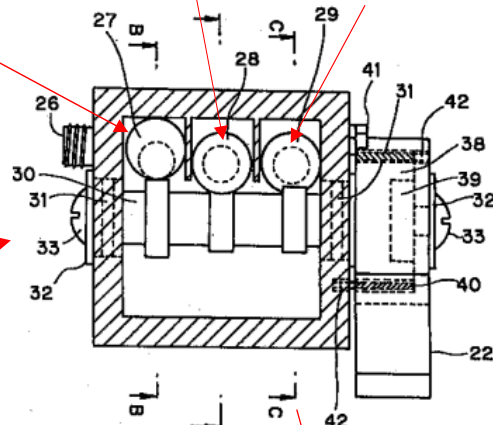
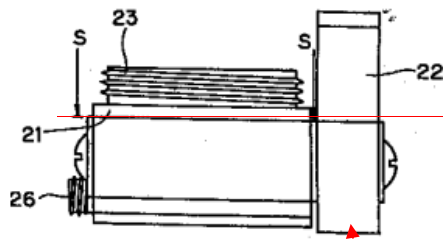
審査・審判履歴

A63	特許願(分割出願日)	2003/04/07	(自社出願)
• A621	出願審査請求書	2003/04/07	
• A831	刊行物等提出書	2005/04/18	(包袋未調査提供内容不明)
• A131	拒絶理由通知書	2007/02/13	29条+36条引用文献1・2+乙1
• A523	手続補正書	2007/04/16	
• A53	意見書	2007/04/16	
• A02	拒絶査定	2007/06/12	
•	審判請求	2007/07/10	
• A51	手続補正書(方式)	2007/10/16	
•	審決	2008/03/04	
•	代理人選任届	2009/05/15	(志賀正武・)
•	拒絶理由	2009/06/30	29条柱書
•	審理再開	2009/06/30	
• A523	手続補正書	2009/08/28	
• A53	意見書	2009/08/28	
•	審決	2009/09/29	
• A61	登録料納付	2009/10/14	

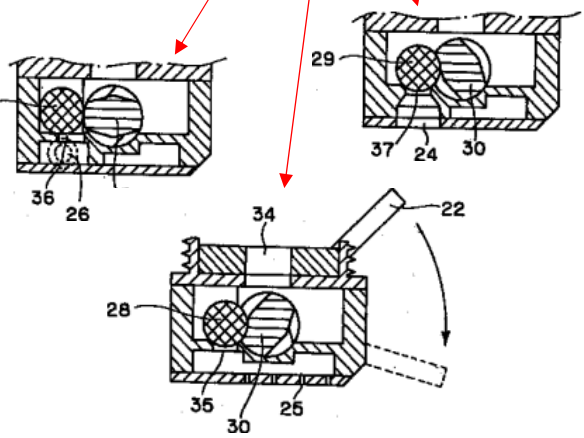
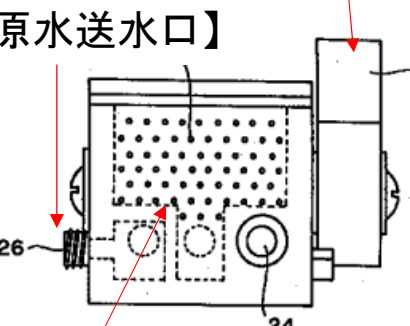
本願発明の概要

【原水シャワーボール】 【原水ストレートボール】
【原水送水ボール】

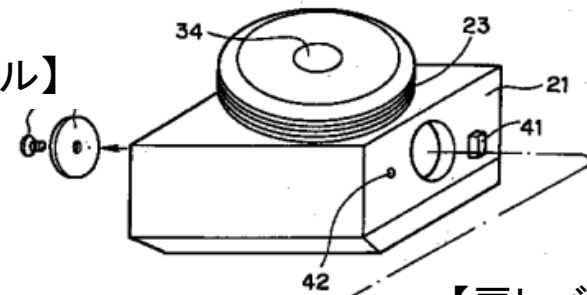
【正面図】



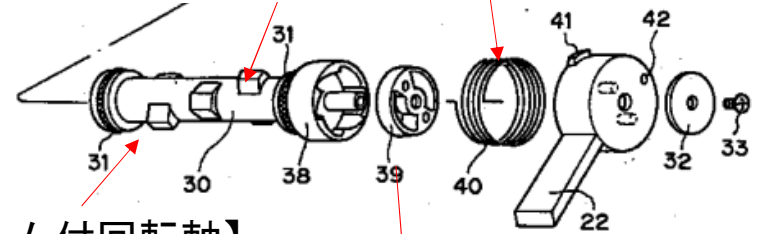
【底面図】 【切換レバー】



【シャワー吐出口】 【ストレート吐出口】



【アーム】 【戻しバネ】

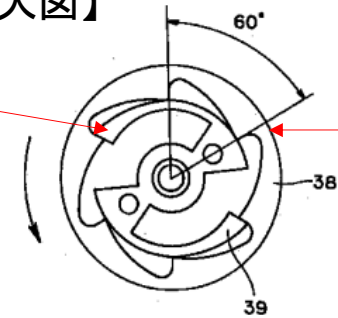


【アーム付回転軸】

【切換レバー】

【ラチェット
拡大図】

【回転掛け爪】



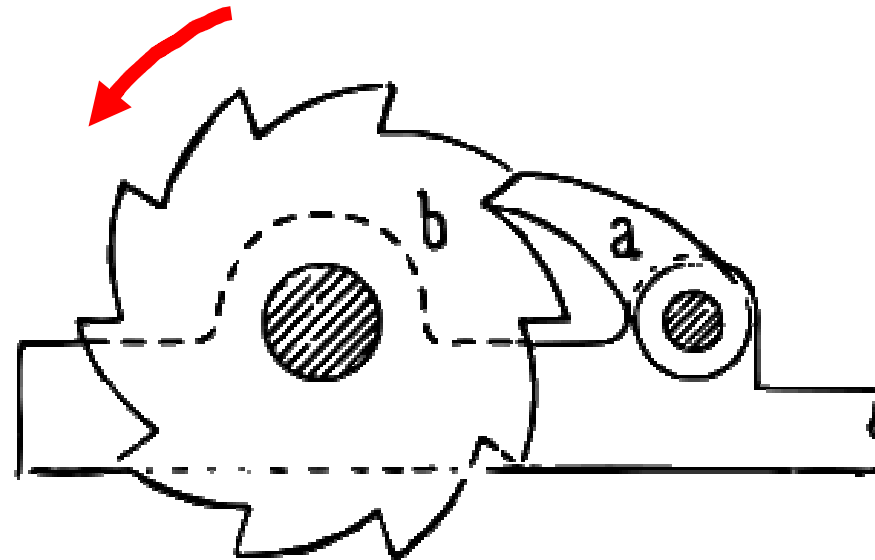
【ラチェットホイール】

クレームの変遷

出願時クレーム1	2007/04/16補正クレーム1	特許クレーム1
水道蛇口と浄水器の間に配される切換弁であって、		
蛇口と連結可能な原水流入口、原水をそのままストレート状またはシャワー状に吐水する各原水吐出口及び浄水器に接続可能な原水送水口を備えた切換弁本体の内部に、切換レバーと、該切換レバーと連動して回転する回転軸の回転操作により各原水吐出口または原水送水口への水路の切り換えを行う水路切換機構を有し、該切換レバーによる回転伝達部にラチェット機構が配された切換弁であって、	蛇口と連結可能な原水流入口と、原水をそのままストレート状またはシャワー状に吐水する各原水吐出口と、浄水器に接続可能な原水送水口とを備えた切換弁本体並びに取っ手部分を備えた切換レバーとを有する切換弁であって、	蛇口と連結可能な原水流入口と、原水をそのままストレート状またはシャワー状に吐水する各原水吐出口と、浄水器に接続可能な原水送水口とを備えた切換弁本体並びに取っ手部分を備えた切換レバーとを有する切換弁であって、
浄水器に原水を送る原水送水口が、該回転軸の軸方向に開口するように配された	該切換弁本体の内部に、該切換レバーと連動して回転する回転軸の回転操作により各原水吐出口または原水送水口への水路の切り換えを行う水路切換機構及び該切換レバーによる回転伝達部にラチェット機構とを有するとともに、	該切換弁本体の内部に、該切換レバーと連動して回転する回転軸の同一方向のみへの回転操作により各原水吐出口または原水送水口への水路の順次の切り換えを行う水路切換機構及び該切換レバーによる回転伝達部にラチェット機構とを有するとともに、
	該切換レバーが、その取っ手部分の上面側または下面側の少なくとも一部分に、前記回転軸に対して常に平行となる略平面部を有する	
		前記切換レバーを押し下げる度にまたは押し上げる度に水路の切換が順次行われる
切替弁。	切換弁。	切換弁。

ラチェットとは？

ラチェットとは、動作方向を一方に制限するために用いられる機構である。

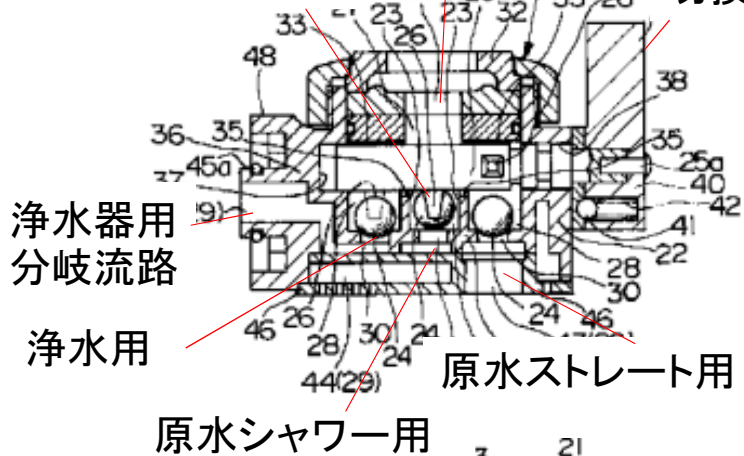


歯止め(爪)(a)と歯車(b)

引用文献1

【特開平8-75018】

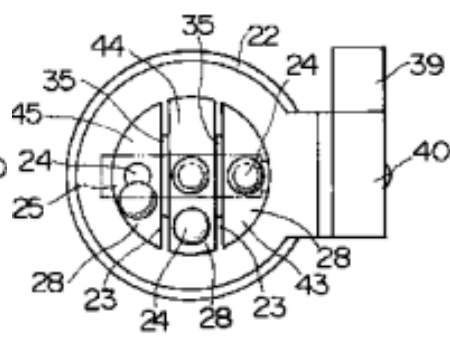
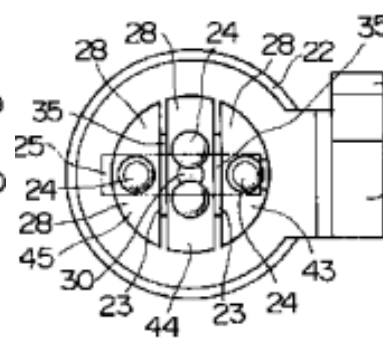
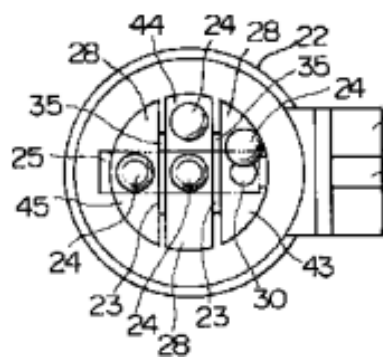
突起 原水導入口 切換レバー



原水ストレート用開口

原水シャワー用開口

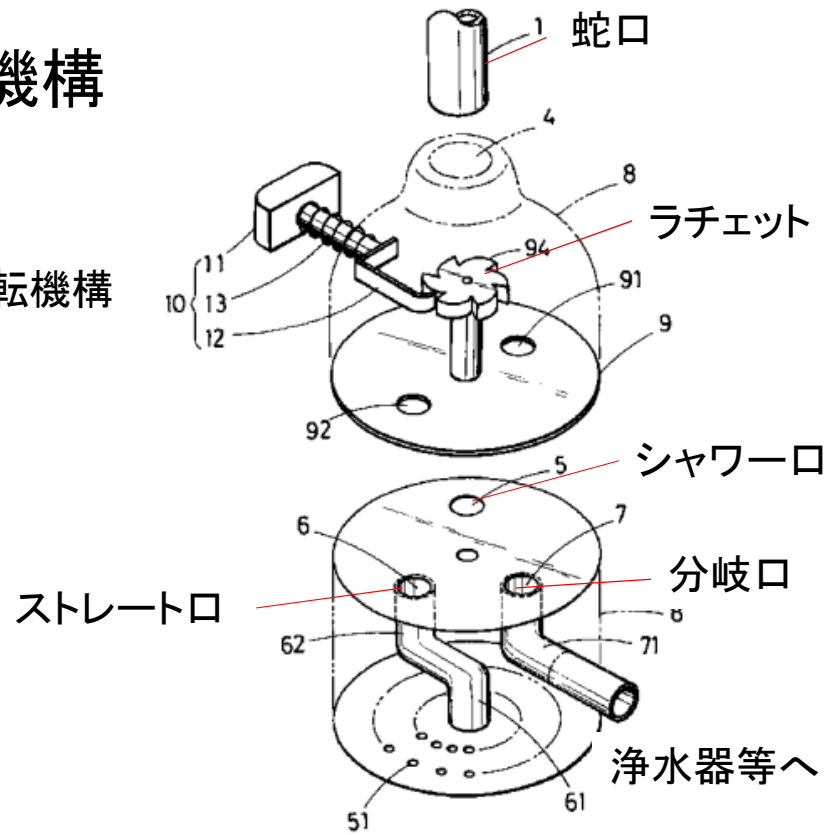
浄水器用開口



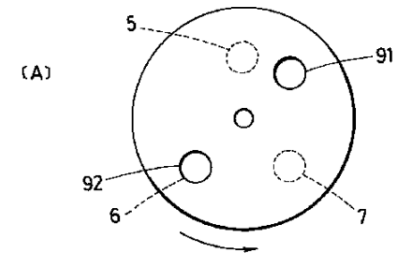
引用文献2

水流切換機構

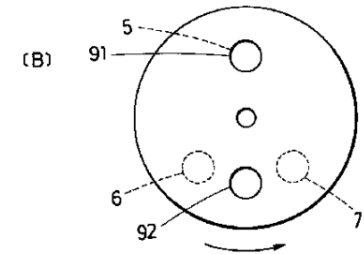
円板回転機構



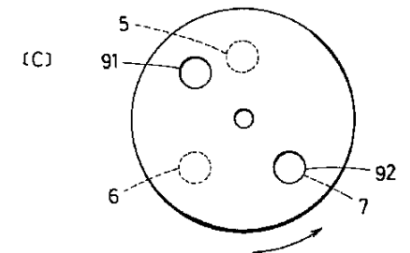
ストレート口接続



シャワー口接続



分岐口接続



審決

【引用文献】

【特開平8-75018】

【一致点】

「蛇口と連結可能な原水流入口と、原水をそのままストレート状またはシャワー状に吐水する各原水吐出口と、浄水器に接続可能な原水送水口とを備えた切換弁本体並びに取っ手部分を備えた切換レバーとを有する切換弁であって、該切換弁本体の内部に、該切換レバーと連動して回動する回動軸の回動操作により各原水吐出口または原水送水口への水路の切り換えを行う水路切換機構を有する切換弁。」である点（審決書4頁15行～20行参照）

【相違点】

ア「切換レバー」に関し、本願発明が「取っ手部分を備えた」ものであり、「その取っ手部分の上面側または下面側の少なくとも一部分に、回動軸に対して常に平行となる略平面部を有する」としているのに対し引用発明はその様な特定をしていない点（審決書4頁21行～24行参照）

イ本願発明が「切換レバーによる回動伝達部にラチェット機構を有する」としているのに対して引用発明ではその様な構成を有していない点（審決書4頁25行～27行参照）。

【相違点に対する論理付】

「蛇口に連結する切換弁において、水路切換機構を回動させる回動伝達部にラチェット機構を用いた発明が引用文献2に記載されている。」（審決書5頁11行、12行）と認定した上で、「引用発明と引用文献2に記載された発明は、蛇口に連結する切換弁において、水路切換機構を回動させる手段である点で共通するものであるから、引用発明において、回動伝達部にラチェット機構を用いることで相違点イに係る本願発明とすることは、当業者に容易である。また、本願発明の全体構成により奏される効果は、引用発明及び引用文献2に記載された発明から予測し得る程度のもものと認められる。」（審決書5頁13～18行）

補正クレーム

蛇口と連結可能な原水流入口と、原水をそのままストレート状またはシャワー状に吐水する各原水吐出口と、浄水器に接続可能な原水送水口とを備えた切換弁本体並びに取っ手部分を備えた切換レバーとを有する切換弁であって、

該切換弁本体の内部に、該切換レバーと連動して回動する回動軸の回動操作により各原水吐出口または原水送水口への水路の切り換えを行う水路切換機構及び該切換レバーによる回動伝達部にラチェット機構とを有するとともに、

該切換レバーが、その取っ手部分の上面側または下面側の少なくとも一部分に、前記回動軸に対して常に平行となる略平面部を有する

切換弁。

審決取消訴訟における主張と裁判所判断1

出願人(原告)	被告反論	裁判所
<p>取消事由1 (1)相違点アに係る認定判断の誤り ①引用発明のレバーがどの部分に平面部を有するかについての認定をしていない ②「該切換レバーが、その取っ手部分の上面側または下面側の少なくとも一部分に、前記回転軸に対して常に平行となる略平面部を有する」との本願発明の構成が、引用発明の構成と実質的に相違しない理由が説明されていない。</p> <p>ア 引用発明は、本願発明の取っ手部分に係る構成を欠く。 イ 引用発明は、レバー平面部の位置を特定していない。 ウ 本願発明の取っ手部分に係る構成には、「指が濡れていたり、手に物を持った状態等でも切り換え操作が簡単かつ安全に行える。」特有の効果がある。</p>	<p>本願発明における「回転軸に対して常に平行となる略平面部」の意味が必ずしも明瞭でないため、明細書の記載を参酌して、「レバーを回動方向に押すための、押圧方向に垂直な平面部」を意味すると解釈した上で、本願発明の「取っ手部分の平面部」は引用発明のレバーが有する平面部と同じ構成であると認定した。</p> <p>引用発明のレバー39において、「レバーを回動方向に押すための、押圧方向に垂直な平面部」とは【図6】に番号「39」が付された面であることは、当業者が見れば理解できる。審決においては、引用発明における上記「平面部」がどこであるかを改めて明記していないが、当業者にとっては明らかに理解できる事項であるから、実質的な認定、判断はされている。</p> <p>本願発明の特許請求の範囲には、レバーの操作角度について何らの記載もされていないから、任意の角度位置で操作し得るものであり、引用発明の【図4】と同様、レバーが垂直方向に配置された態様を排除していない。特許請求の範囲の記載に基づかない主張であるから、失当である。引用発明においても、【図6】の状態ではレバーがほぼ水平方向に位置していると解されるから、レバーの「側面」も、レバーの取っ手の「上面側または下面側」に配置されているといえる。</p>	<p>原告の上記主張は理由がない。</p> <p>「切換レバーに備えられた取っ手部分の上面側または下面側」とは、前記回転軸に対して常に平行となる略平面部が設けられる位置に関し、上面側又は下面側を厳密な意味で指す語ではなく、むしろ、上面側又は下面側を、一般的、相対な意味で指す語として用いられていると解するのが相当である。本願明細書を参照しても、切換レバー22の取っ手部分は、水平となるような基本位置があると理解することはできず、その取っ手部分の上側面又は下側面が、厳密な意味における上側又は下側であると特定されるものではない。</p> <p>引用発明において、レバー39の取っ手部分は、本願発明と同様に、断面長方形の板状を形成し突き出ているから、レバー39の根元部から先端まで延びる比較的幅広な面と、この面の裏側になる面が、レバー39の通常の操作において、押し下げたり、又は、押し上げたりされる部分であり、本願発明における「取っ手部分の上面側又は下面側」に相当するものと認められる。</p> <p>本願発明と引用発明は、レバーについて、「その取っ手部分の、通常の操作で、押し下げたり、または、押し上げたりされる、上面側または下面側の少なくとも一部分に、回転軸に対して常に平行となる略平面部を有する」との構成において共通し、実質的な相違はない。</p>

相違点ア 「切換レバーが、その取っ手部分の上面側または下面側の少なくとも一部分に、回転軸に対して常に平行となる略平面部を有する」

審決取消訴訟における主張と裁判所判断2

出願人(原告)	被告反論	裁判所
<p>取消理由2</p> <p>ア 相違点イに係る引用文献2の認定の誤り 引用発明2においては、押し部11及び爪12の直線運動が、ラチェット歯車94において回動運動に変換される。すなわち、引用発明2のラチェット歯車94は、「直動一回動変換部」に設けられている。本願発明のように切換レバーの回動操作に連動して回転軸を回動させるために、回転運動が伝達される「回動伝達部」に設けられていない。</p> <p>イ 相違点イに係る容易想到性判断の誤り 引用発明2のラチェット歯車94を引用発明の回動伝達部に対して直ちに適用することはできない。</p> <p>①被回動部材と回動部材との間にラチェット機構を設けること、</p> <p>②ラチェット機構の構造として「直動一回動変換部」を備えたもの、</p> <p>③同様の構造として「回動一回動変換部」を備えたものが、</p> <p>被告主張のとおりいずれも本件出願前に周知技術であったといえるかどうかはについて、被告は何ら立証をしていない。</p>	<p>ア 引用発明2は、.., 操作部材(押し部)は直線運動をするものであるが、操作部材に加えられる操作力は本願発明と同様、回転運動として伝達されるのであって、操作力を回転運動として伝達する構造の意味で、引用発明2も、ラチェット機構を用いた「回動伝達部」を備えているといえることができる。</p> <p>イ ①被回動部材と回動部材との間にラチェット機構を設けたもの、②ラチェット機構の構造として「直動一回動変換部」を備えたもの、及び③同様に「回動一回動変換部」を備えたものは、いずれも本件出願前、周知の技術事項である。として乙1～3号証提出 乙1実公昭52-6058号公報 乙2実公平6-40361号公報 乙3実開平4-57370号</p> <p>審決では..いずれも周知であることを明記していないが..引用文献2に記載されたラチェット機構の構造(直動一回動変換部)をそのまま引用発明に採用するのではなく、これを引用発明の回転操作されるレバーの回動伝達部に適用可能な構造として採用することを前提とした判断であり、当業者にとって自明の事項である。</p>	<p>相違点イに係る本願発明の構成とすることは、当業者に容易である。」(審決書5頁13行～16行)とした審決の判断には、十分かつ合理的な説明を欠き、誤りがあると解する。</p> <p>(3) 容易想到性についての判断 引用発明では、「該レバーの回動により回動する軸体の回動操作により各分岐水路への水路の切り換えを行う構成を有する切換弁」とされているとおり、その操作力の方向は、レバーを回すこと、すなわち回転(回動)であるのに対し、引用発明2では、「押し部11を押す」とされているとおり、操作力の方向が押し部を押すこと、すなわち直動であるとの点で、操作力の方向において相違する。</p> <p>そして、本願発明は、操作力の方向については、「該切換レバーと連動して回動する回転軸の回動操作により各原水吐出口または原水送水口への水路の切り換えを行う」とされているとおり、切換レバーを回動させるものであって、引用発明と共通する。さらに、本願発明では「取っ手部分を備えた切換レバー」と「該切換レバーによる回動伝達部にラチェット機構とを有する」構成の両者を採用することにより、「取っ手部分」を小さい力で押圧しても、ラチェット機構に大きなトルクを作用させることが可能になる等の効果を奏することが説明されている(もともと、当裁判所は、そのような効果が格別のものであると解するものではない。)。</p> <p>引用発明は、レバーと回転軸との関係においては、「回動一回動変換」方式を採用している点において、本願発明と共通するのに対して、引用発明2は、押し部と回転軸中心との関係において「直動一回動変換」方式を採用しており、押し部11を押す直動の操作力を回転板9の回動に変換するとの技術的特徴を備えている点において、引用発明及び本願発明と相違する。</p> <p>すなわち、引用発明2のラチェット歯車94を、引用発明の回動伝達部に適用することにより、本願発明の構成である「該切換レバーによる回動伝達部にラチェット機構を有する」構成に至ることが容易であるとはいえない。</p>

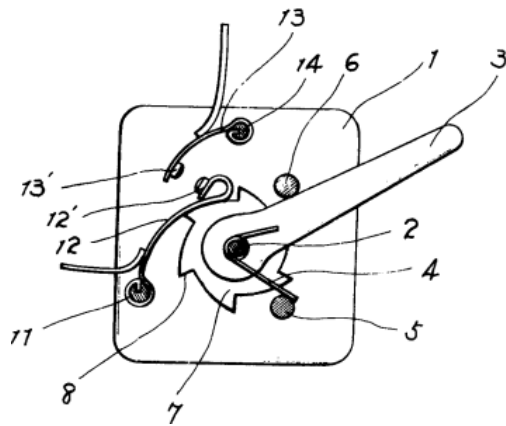
審決取消訴訟における主張と裁判所判断3

出願人(原告)	被告反論	裁判所
<p>ウ 本願発明の効果に係る判断の誤り 審決は、「本願発明の全体構成により奏される効果は、引用発明及び引用文献2に記載された発明から予測し得る程度のもものと認められる。」(審決書5頁17行, 18行)と認定した。</p>	<p>ウ 引用発明は取っ手を備えたレバーを回動操作するものであるから、引用発明に引用発明2を組み合わせることにより、上記のような効果が奏されることは当業者において容易に予測し得る。したがって、審決の判断に誤りはない。</p>	<p>審決は、引用発明2に着目した実質的な検討及び判断を示していない。特許法157条2項4号が、審決に理由を付することを規定した趣旨は、審決が慎重かつ公正妥当にされることを担保し、不服申立てをするか否かの判断に資するとの目的に由来するものである。特に、審決が、当該発明の構成に至ることが容易に想到し得たとの判断をする場合においては、そのような判断をするに至った論理過程の中に、無意識的に、事後分析的な判断、証拠や論理に基づかない判断等が入り込む危険性が有り得るため、そのような判断を回避することが必要となる(知財高等裁判所平成20年(行ケ)第10261号審決取消請求事件・平成21年3月25日判決参照)。被告が、本件訴訟において、引用発明と引用発明2を組み合わせ、本願発明の相違点イに係る構成に達したとの理由を示して本願発明が容易想到であるとの結論を導いた審決の判断が正当である理由について、主張した前記の内容は、審決のした結論に至る論理を差し替えるものであるか、又は、新たに論理構成を追加するものと評価できるから、採用することはできない。以上のとおりであるから、レバーを回動させる操作力を、被回動部材に伝達する回動伝達部に、ラチェット歯を有するラチェット機構として備える構成が、本願出願前に公知又は周知であるか否か、引用発明に、ラチェットに係る公知又は周知の技術を適用することにより本願発明の構成に至ることが容易であるか否かの争点については、審判手続において、出願人である原告に対して、本願発明の容易想到性の有無に関する意見を述べる機会等を付与した上で、審決において、改めて判断するのが相当である。</p>

乙各号証

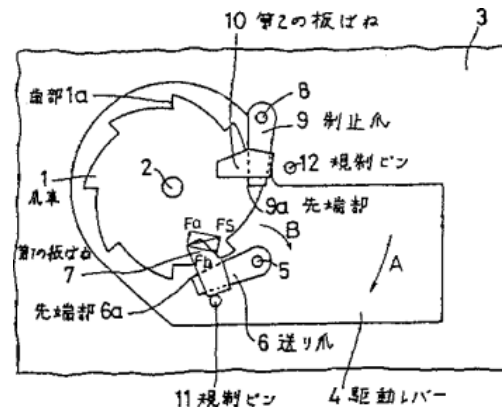
乙1号証

実公昭52-6058号公報



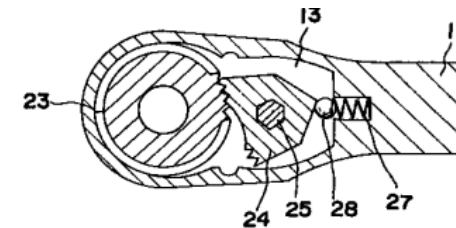
乙2号証

実公平6-40361号公報



乙3号証

実開平4-57370号公報



判決後の審判

拒絶理由

「切換レバーが、その取っ手部分の上面側または下面側の少なくとも一部分に、前記回転軸に対して常に平行となる略平面部を有する」なる記載において、「取っ手部分の上面側または下面側」とは、実施例のどの部分を特定しているのかが不明りょうであり、さらに、「常に平行となる略平面部」なる構成は発明の詳細な説明に明瞭に記載されていない。特に「常に」及び「平行」とはどのような意味であるのかが不明瞭である。また、特許請求の範囲の前記記載はその意味が不明瞭なため、本願発明を特定することができない。」

出願人の対応

「該切換レバーと連動して回動する回転軸の同一方向のみへの回動操作により各原水吐出口または原水送水口への水路の順次の切り換えを行う水路切換機構」

「前記切換レバーを押し下げる度にまたは押し上げる度に水路の切換が順次行われる」と補正

黒田先生のコメント

判決では、作用に関しては課題等と共に、少なくとも引用文献においては実際の実施例レベルを取り上げ、請求項記載の発明との比較を行っている。

したがって、引用発明について、請求項記載の発明を引用された場合、抽象的な請求項記載の発明ではなく、引用発明の実施例との間での比較を主張することが有効であると考えられる。